

石川県公立大学法人

令和4年度業務実績に関する評価結果

令和5年9月

石川県公立大学法人評価委員会

I 全体評価

中期計画の達成に向け、おおむね順調に実施していると認められる。

グローバル化や情報化が進展する中で国家間の競争はいよいよ熾烈を極め、その一方で、人類の持続的な発展に向けて様々な協調が進められている。このような時期に少子高齢化と人口減少が進む我が国にあって、知識基盤の確立は必至であり、知の拠点としての大学の役割はいよいよ大きい。石川県立看護大学及び石川県立大学は、社会のための大学として、教育、研究及び地域貢献に係る使命を果たすべく、平成 23 年 4 月に 1 法人 2 大学からなる石川県公立大学法人に移行した。

第 1 期中期目標期間（平成 23 年度～平成 28 年度）において、「学生満足度の高い教育の提供」「地域貢献活動の推進」「広報活動の充実」「弾力的・機動的な運営」を柱に掲げ、石川県公立大学法人が、大学法人の基盤整備に向けて取り組んだ中期目標の達成状況は良好であった。

第 2 期中期目標期間（平成 29 年度～令和 4 年度）においては、「大学教育機能の強化」「地域連携・地域貢献機能の強化」「ガバナンス機能の強化」を新たな 3 つの柱に掲げ、教育研究等の機能の改善に向けて、一層の改革を進めてきたところである。

令和 4 年度は、第 2 期中期目標期間の最終事業年度であり、中期計画の達成に向けて年度計画を着実に実行するとともに、「地方創生」についても対策を講じていくこととしたが、これらのことについてはおおむね達成されたものと判断できる。

石川県立看護大学では、学士課程の教育の充実において、看護基礎教育の新カリキュラムの運用を開始し、円滑にカリキュラムを移行したことに加え、ICT 活用や情報化の推進の面から、令和 5 年度からの教育のDX化に向けた電子教科書等の選定や、新たな看護医療人材を養成するため看護実習で活用するアバターロボット等の整備を行った。大学院課程の教育の充実については、大学院の研究指導教員に、看護専門領域以外の教授や基準を満たす准教授が就けるよう大学規程を改定した。地域貢献活動の推進については、認定看護管理者教育課程（サードレベル）及び感染管理認定看護師教育課程を開講するとともに、県の委託・補助を受けて、感染管理看護実践力向上研修を始め 5 つの研修を開講し、看護の質の向上に努めた。また、令和 6 年度開講に向けて、特定行為研修を含む皮膚・排泄ケア認定看護師教育課程の準備に令和 5 年度から取り組むこととした。

今後とも、社会ニーズと国や県の政策に照らした教育課程の充実に努め、県内の市町等との連携や国際交流に努めることで、有為な人材の育成と地域の健康・福祉の充実に取り組むことが期待される。

石川県立大学では、学士課程の教育の充実において、学生アンケートを実施し、各コースの教育効果の検証を行ったほか、課題解決型学習を取り入れたアクティブ・ラーニング授業の実施や、学生へのキャリア形成支援セミナーの開講等を実施した。また、大学全体の教育実施体制の充実において、校舎内全てにWi-Fiを整備したことに加え、通学の利便性を高めるため、路線バスの大学敷地内への新たな乗り入れを実現させた。地域産業の発展への貢献については、リサイクル原料による新規肥料の開発・市販化、ヒツジの乳を利用した乳製品・発酵技術の開発、小水力電力の開発、サツマイモの花由来のハチミツの商品化等、県内企業や行政等と連携した研究を推進した。

今後とも、社会ニーズに照らして、新たな農業環境や地域産業の変化に対応できる人材の育成を進めるとともに、地域が抱える課題解決と産学官連携を通じた産業振興に取り組むことが期待される。

大学法人の年度計画全体としては、計画事業の103項目が順調に実施されており、評価委員会による項目別評価においても、全項目がA評価(計画どおり進んでいる)となっている。

以上のことから、令和4年度の業務実績の全体としては、中期計画の達成に向け、おおむね順調に実施していると認められる。

業務実績評価の全体評価は以上であるが、評価委員会の参考意見として、石川県立大学法人が第3期中期目標期間(令和5年度~令和10年度)を迎えるにあたって進めるべき考え方について、教学運営、法人経営、それらを踏まえた法人ガバナンスの3つの観点を挙げる。なお、これらは、法人化前、法人化後、そして今日の大学法人に問われている観点とも言えよう。

教学運営は、高等教育機関としての大学が、社会から負託された教育・研究・地域貢献の使命を達成することにある。そのためには、まず、学部や大学院等の基幹的な組織制度、並びに他大学・産業界や地域社会・国際社会との連携等の整備が問われる。そのうえで、学士課程及び大学院課程の教育研究の質と機能の向上が図られ、学術知の創生と学問の体系化が学部・学科の教育にフィードバックされる。

法人経営は、「社会の知」の拠点として法人格をなす大学等が、競争環境の中で主体性を発揮することで大学機能を向上させ、経営基盤を確立することにある。機能の例としては、学生募集の状況、卒業・修了者の進学・就職の状況、学位授与率、若手研究者比率、ダイバーシティ環境、研究業績、外部資金の獲得等が挙げられる。他方で、大学ランキングや研究のブランディングは、社会の信頼を得て価値を高めるうえで有効な指標である。

法人ガバナンスは、社会における主要な機関としてなすべき統治である。財務等の透明化や情報の開示があり、近年は、法律や社会規範等のコンプライアンスに加えて、国際社会の合意や社会通念の遵守等が問われている。大学等は「社会の知」の最前線に立つ法人である。人類が直面する課題等には、カーボンニュートラル、SDGs(持

続可能な開発目標)、新コロナ時代、気候変動と災害、地方創生等があるが、これらに対して責任のある考え方とともに、その率先垂範が問われよう。

II 項目別評価

1 石川県立看護大学の教育研究等の質の向上に関する目標

評価	A	計画どおり進んでいる。
----	---	-------------

年度計画に記載の34の小項目のうち、5項目が「IV（年度計画を上回って実施している）」、29項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められ、全項目がIV又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和4年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 令和5年度からの看護教育のDX化に向けて、電子教科書及びモバイルパソコンを選定し、教員・学生のオリエンテーションの準備等、具体的な教育の実施体制を整えた。また、図書館情報を迅速に提示するための電子看板、学外から学術誌を閲覧できる電子図書館サービス、他の図書館が所蔵する文献の複写の取り寄せができるオンライン文献複写サービス、DXの進行が見込まれる医療現場に対応できる人材を育成するためのアバターロボット等を導入した。
- 「認定看護管理者教育課程（サードレベル）」及び「感染管理認定看護師教育課程」を開講し、全員が課程を修了したほか、県委託事業として、「看護教員現任研修」、「専門的看護実践力研修事業（皮膚・排泄ケア）」、「感染管理看護実践力向上研修」、「保健所感染症対応力向上研修」、県補助事業として「専門的看護実践力研修事業（管理者経営研修）」を開講した。加えて、県内医療機関のニーズに応え、令和6年度から特定行為研修を含む「皮膚・排泄ケア認定看護師教育課程」を開講することとし、令和5年度はその準備に取り組むことを決定した。

- オープンキャンパスの3年ぶりの対面及びオンライン開催や、大学公式YouTubeチャンネルの開設等により、大学の情報を積極的に発信した。また、要望のあった県内高校へ教員を派遣し、看護職に関連した出前講座を実施したほか、北陸3県の高校の進路担当教員との懇談会を開催し、石川県立看護大学の求める学生像の周知や入試方法に関する意見聴取に努めた。

2 石川県立大学の教育研究等の質の向上に関する目標

評価	A	計画どおり進んでいる。
----	---	-------------

年度計画に記載の40の小項目のうち、7項目が「Ⅳ（年度計画を上回って実施している）」、33項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められ、全項目がⅣ又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和4年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 大学コンソーシアム石川の地域課題研究ゼミナール支援事業において、ソーラークッカーの開発やキリコ祭りの文化の継続・継承に取り組んだほか、石川の農林水産業の基礎知識や現状・課題について学ぶ地域志向型の授業「石川の自然と農林水産業」や、地元企業トップや農業経営者を招いた就職支援セミナーを実施し、学生の地元理解と定着を促した。
- 学修や生活上の悩みに対し支援を必要とする学生の情報共有や対応の検討のため、学生部長を座長とする学生相談に係る連携会議を毎月開催した。また、保健指導担当職員を常勤とし、学生相談の体制強化を図るとともに、外部カウンセラー（臨床心理士等）によるカウンセリングを充実させた。
- 学部生の確保に向けて、県内外での学生募集説明会、SNSの定期的な更新、大学の紹介動画の発信に取り組んだほか、高校教員の「総合的な探求の時間」の授業ノウハウ習得を支援するためのスキルアップセミナーを実施し、高校との連携を強化した。また、大学院生の確保に向けて、令和6年度入学生から大学院特待生の定員の上限を撤廃することに加え、学部生の学会参加費の助成、大学院単位の先行取得制度の創設、大学院生を対象とした大学法人独自の授業料減免制度の創設に取り組んだ。

3 業務運営の改善・効率化に関する目標

評価	A	計画どおり進んでいる。
----	---	-------------

年度計画に記載の13の小項目の、全項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和4年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 大学のガバナンス体制の構築の観点において、石川県立看護大学では、大学改革のマネジメントのために学長補佐を新たに3名に増員し、総務担当・教育担当・研究担当と役割分担を行ったことに加え、学長のビジョンに沿って運営が進められるような、委員会構成の見直しや新たな委員会・ワーキンググループの設置に取り組み、さらには学内の運営体制の強化のため、令和5年度から看護学部長の職を新設することとした。石川県立大学では、理事長・学長と教職員の意見交換会や研究室訪問により、大学運営に係る重要な事項等について相互理解を深めたことに加え、大学院進学者の確保を図るため、令和5年度より大学院運営検討委員会を新設することとした。
- 教員評価及び教員へのインセンティブの付与の観点において、石川県立看護大学では、新たな単年度教員評価制度の導入に向けてのインセンティブの対象者及び内容（表彰、昇給、一時金、研究費等）の検討を開始した。石川県立大学では、全教員の研究費の一部を保留し、教員評価の高い教員への配分に充当し、残りは間接経費の獲得額に応じて配分した。

4 財務内容の改善に関する目標

評価	A	計画どおり進んでいる。
----	---	-------------

年度計画に記載の6の小項目のうち、3項目が「Ⅳ（年度計画を上回って実施している）」、3項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められ、全項目がⅣ又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和4年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 外部研究資金の獲得に向けて、石川県立看護大学では、研究サポート集会を開催し、科学研究費補助金申請に向けた効果的な書類作成についての講義、及び科学研究費補助金申請書作成のアドバイス等を行ったほか、科学研究費補助金応募の重要性や学内の支援体制等について、全教員へ周知した。石川県立大学では、安全保障貿易管理体制を構築するため、安全保障輸出管理規程を整備し、学内の研究倫理講習会にて教職員へ説明したことに加え、積極的に外部研究資金に関する情報収集と応募奨励を行った。この結果、科学研究費補助金等の外部資金の獲得件数は増加し、石川県立看護大学93件、石川県立大学157件となった。
- 志願者の増加に向けて、石川県立看護大学では、アドミッションアドバイザーの富山県への高校訪問の数を増やしたほか、北陸3県の高校の進路担当教員との懇談会や、能登地区における将来の受験生の掘り起こしのための中学生に対するナーシングカフェを開催した。石川県立大学では、学生募集説明会を、県内・富山県・長野県に加えて新たに愛知県において開催したほか、県内外の高校生を対象とした進学相談会や模擬授業、民間業者主催イベントへの参加、SNSの定期的な更新、大学の紹介動画の発信、対面及びオンラインでのオープンキャンパス開催に取り組んだ。その結果、志願倍率が第2期中期目標期間中最高の6.7倍となった。

5 自己点検評価及び当該状況に係る情報提供に関する目標

評価	A	計画どおり進んでいる。
----	---	-------------

年度計画に記載の3の小項目のうち、1項目が「Ⅳ（年度計画を上回って実施している）」、2項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められ、全項目がⅣ又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和4年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 石川県立看護大学では、自己点検評価の観点において、令和元年度に受けた認証評価機関（公益財団法人大学基準協会）による大学評価や、令和3年度に実施した「教育の質検証委員会」にて得られた意見に基づいて、学部のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）の見直しの検討を行ったほか、石川県公立大学法人評価委員会からの意見を踏まえて、PDCAサイクルを意識した大学運営を行った。石川県立大学では、業務の効率化のために入学試験の合否判定システムの運用を開始したほか、認証評価機関による大学評価等を踏まえた学内のWi-Fi環境整備を完了し、石川県立大学における学術情報リポジトリ（学術論文等を収集しインターネットを介して学内外に提供するシステム）への公表論文の登録促進を図った。

6 その他業務運営に関する目標

評価	A	計画どおり進んでいる。
----	---	-------------

年度計画に記載の7の小項目の、全項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和4年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 施設、備品等の整備として、石川県立看護大学では、吸収式冷温水機の修繕、図書館内の照明のLED化、学内のWi-Fi環境の整備、大講義室のOAフロア化を実施した。石川県立大学では、講義棟の空調設備の更新、水理実験棟の改修、自動火災報知設備の更新、学内のWi-Fi環境の整備等を実施した。また、大学法人として、第3期中期目標期間の施設・設備の整備計画、備品の更新計画を策定した。

(参考) 項目別評価結果の一覧表

項目名	評価
1 石川県立看護大学の教育研究等の質の向上に関する目標	A
2 石川県立大学の教育研究等の質の向上に関する目標	A
3 業務運営の改善・効率化に関する目標	A
4 財務内容の改善に関する目標	A
5 自己点検評価及び当該状況に係る情報提供に関する目標	A
6 その他業務運営に関する目標	A

石川県公立大学法人業務実績評価実施要領

平成24年 3月21日
石川県公立大学法人評価委員会決定
令和 3年 3月23日
石川県公立大学法人評価委員会改正

1 趣旨

石川県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う石川県公立大学法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価に関し、必要な事項を定める。

2 評価方針

- (1) 大学の教育研究の特性及び大学の自主性や自立性に配慮しつつ、法人が適正かつ効率的に運営されるよう、法人の業務運営の改善や向上に資するものとする。
- (2) 法人運営の透明性の確保に資するよう、法人の各事業年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）の進捗状況や中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）の達成に向けた取組の成果を明確に示すものとする。
- (3) 法人がより魅力ある大学とするために実施する特色ある取組や工夫に対して、積極的に評価を行うものとする。
- (4) 評価に関する事務が、法人の過重な負担とならないよう配慮するものとする。

3 評価の種類

法人の業務実績の評価は、各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「事業年度評価」という。）、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間見込評価」という。）、中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）により実施する。

4 評価方法

(1) 評価の手法

事業年度評価、中期目標期間見込評価、中期目標期間評価は、それぞれ項目別評価及び全体評価により実施する。

ア 項目別評価

評価委員会は、年度計画又は中期計画に定めた最小の事項（以下「小項目」という。）ごとに法人が行った自己評価の内容を検証し、中期目標に定めた最上位の事項（以下「大項目」という。）ごとに5段階で評価を行う。

イ 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、法人の業務実績の全体について総合的に評価を行う。

(2) 項目別評価

ア 法人による自己評価

- (ア) 法人は、年度計画又は中期計画の実施状況を小項目ごとに、次の4段階で評価し、当該実施状況の評価及びその理由等を記載した業務実績報告書（以下「業務実績報告書」という。）を評価委員会に提出する。

評価区分	評価内容
Ⅳ	年度計画を上回って実施している。
Ⅲ	年度計画を順調に実施している。
Ⅱ	年度計画を十分には実施していない。
Ⅰ	年度計画を実施していない。

※中期目標期間見込評価、中期目標期間評価においては、「年度計画」とあるのは、「中期計画」とする。

- (イ) 法人は業務実績報告書に、(ア)に掲げるもののほか、大項目ごとに法人として特色ある取組や工夫などを記載する。

イ 評価委員会による法人の自己評価の検証

評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書について、法人に対してヒアリング等を実施し、小項目ごとに法人が行った評価を検証する。

ウ 評価委員会による評価

- (ア) 評価委員会は、イの検証結果に基づき、当該年度における中期計画の実施状況又は中期目標の達成状況を大項目ごとに次の5段階で評価する。

【事業年度評価の評価区分】

評価区分	評価内容
S	特筆すべき進行状況にある。(特に認める場合)
A	計画どおり進んでいる。(すべてⅢ～Ⅳ)
B	おおむね計画どおり進んでいる。(Ⅲ～Ⅳの割合が概ね9割以上)
C	やや遅れている。(Ⅲ～Ⅳの割合が概ね9割未満)
D	重大な改善事項がある。(特に認める場合)

【中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価の評価区分】

評価区分	評価内容
S	中期目標の達成状況が非常に優れている。(特に認める場合)
A	中期目標の達成状況が良好である。(すべてⅢ～Ⅳ)
B	中期目標の達成状況が概ね良好である。(Ⅲ～Ⅳの割合が概ね9割以上)
C	中期目標の達成状況が不十分である。(Ⅲ～Ⅳの割合が概ね9割未満)
D	中期目標の達成のためには重大な改善事項がある。(特に認める場合)

(1) 中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価のうち、大学の教育研究等の質の向上に関する目標の評価は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第79条の規定により、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえて実施する。

(3) 全体評価

評価委員会は、(2)の項目別評価の結果を踏まえ、当該年度における中期計画の実施状況若しくは中期目標の達成状況並びに法人の業務実績の全体について、記述式により総合的に評価を行う。

5 評価結果

- (1) 評価委員会は、評価の結果を法人に通知する。
- (2) 項目別評価結果がB又はCの大項目については、法人が自主的に業務運営の改善その他の所要の措置を講ずるものとする。
- (3) 項目別評価結果がDの大項目については、評価委員会が業務運営の改善その他の勧告を行う。

6 業務実績報告書の提出時期

法人は、業務実績報告書を6月末日までに評価委員会に提出する。

7 その他

この要領は、必要に応じて改定を行う。